

論文の和文要旨

論文題目 「バマー・ムスリム」という生き方
—ビルマ政府の国民概念とムスリム住民の生存戦略—

氏名 斎藤紋子

本論文は、ビルマが英領植民地であった時代およびそれ以前に流入したインド系移民の子孫であるムスリム住民に焦点をあて、次の二つの課題を明らかにするものである。第一の課題は、1948年に独立を遂げたビルマにおいては、政府が国民統合を進めていく際にどのような国民概念を持っていったのか、外国系住民をどのように国民に統合していくこうとしていたのかである。二つ目の課題は、外国系住民の中でも最も周縁化されてきたムスリムが、こうした環境の中でいかなる体験をし、自らをどのように「ビルマ国民」と位置づけようとしているのかである。

ビルマにおいては他の東南アジア諸国と同様、19世紀半ばごろからの植民地化によって多くのインド人や中国人が流入したという歴史を持つ。これらの移民の一部は、第二次大戦後、植民地からの独立を遂げる際に、帰国・出国を選択したが、こうした選択肢をもたない移民は、ビルマで暮らしていくことになった。彼らの多くは国籍取得により国民となり、制度上は国民国家への統合が進められた。しかし、仏教徒が多数を占める社会において、またビルマ族が多数を占める社会において、イスラーム教徒でありインド系である彼らは、ビルマ国民でありながらもビルマ社会の一員として暮らす上で様々な困難に直面しているというのが現状である。

本論文においては、ムスリム住民の中でも、特に、自らを「バマー（ビルマ人）」であると主張するムスリム住民「バマー・ムスリム」を例として取り上げる。彼らは、イスラームを信仰し、イスラームの教えに基づいた生活を送っているが、それ以外は「バマー」である、つまりビルマの国民としての意識を持つ、そしてビルマ式の習慣や慣習を尊重して

暮らしている、と主張している。ビルマでは多くの場合、「バマー（ビルマ人／ビルマ族）」はすなわち「仏教徒」とみなされるのであるが、バマー・ムスリムを主張する人々は敢えて、「イスラーム教徒であるが、バマーである」と主張する。

ビルマにおける国民統合を考える上で、この主張は大変重要であると考える。なぜならば、ビルマの国民概念の中には、法律や公的資料にはあらわれない宗教という問題が含まれるためである。宗教に関しては、独立時の1948年の国籍法にも、1982年の国籍法にも国民の定義に含まれることではなく、法律制定過程の議論にも全くあらわれない。しかし、法文上に明示されないビルマ人と宗教の関係は、法律の運用実態を追うことによって明確にすることができる。つまり、ビルマの国民概念は、法律、政策を分析することに加え、法律の運用実態を解明することによって浮かび上がるるのである。さらに、現政権下で自由に自分たちの主張ができない状況におかれているバマー・ムスリムの活動を分析することで、彼らがバマーを主張する意図を解明する。

以上のような重層的なアプローチでこの課題に取り組むことにより、バマー・ムスリムがビルマ政府の考えるビルマ国民の最も周縁に位置づけられている集団であることが明確に示され、現代ビルマの国民統合政策の実態、矛盾の具体像が明らかになる。ビルマ政府の国民概念、国民統合政策、その運用においてあらわれる実態、またバマー・ムスリムがそうした国家に自分自身をどう位置づけようとしているかという、国家の政策のみならずその対象となる国民の一部である外国系住民の視点を含めて、ビルマにおける国民統合を検討していきたいと考える。

序論では、本論文の目的と先行研究、および論文の意義を述べ、続く第1章では、本論文で扱うバマー・ムスリムと称するムスリムがどのような人々であるのか、また、バマー・ムスリムの歴史とともに、バマー・ムスリムと呼ばれるべきであるという主張を書物に表明した1930年代の政治的・社会的背景と、その主張の理由を明らかにした。

バマー・ムスリムという主張は植民地時代に始めて表明された。バマー・ムスリムは自分たちがバマーであると当然のように考えていたにもかかわらず、周囲のビルマ人は、ムスリム男性とビルマ人女性との間に生まれた混血をすべてザーバディ（ムスリム男性とビルマ人（仏教徒）女性との間に生まれた混血の人々に対する呼称）と認識し、そのザーバディはビルマ人よりもインド人と近い関係にあると考えた。バマー・ムスリムは、自分はビルマ人と認識しているにもかかわらず、周囲からはインド人という「外国人」と見られた。さらに、インド人の人口増加の問題やムスリム男性との結婚問題などでインド人に対する反感が強まった時期もあり、自分たちはバマー・ムスリムであるという主張を表明するに至った。

第2章ではビルマが独立後、国家統合、国民統合に際して、政権を担ったビルマ・ナショナリストが外国系住民をどのように捉え、どのような政策を持っていたのかについて明らかにした。その後、1982年に制定されたビルマ国籍法を取り上げ、制定過程でどのように

な点が政府にとって国民統合上の「問題」とされ、それがビルマ国籍法にどのような形で現れたのかを考察した。

1947年ビルマ連邦憲法、1948年ビルマ連邦国籍法および1948年ビルマ連邦国籍（選択）法によって国民と規定された人々は、ビルマの土着民族のほか、ビルマ生まれで、祖父母のうち少なくとも一人が土着民族である者、さらに、外国系住民のうち一定の条件を満たす者であった。帰化した人も国民と認められた。しかしながら、外国系住民には、ビルマ連邦への忠誠心、ビルマ連邦内での一定の居住期間、品行方正さ、ビルマ永住（居住）の意思などが条件として求められた。

独立後30年以上経過して新たに制定された1982年ビルマ国籍法をめぐっては、国籍法草案段階で、ネーウィンの演説を引用する形で、外国系住民、混血の人々に対する不信感が繰り返し表明されていた。また、「純粋な」国民以外には、与える権利に差をつけるべきであるとも述べている。実際には、国籍法ではビルマ国籍を持つ人々を3つのカテゴリー、すなわち「国民」「準国民」「帰化国民」に分類したのみで、3つのカテゴリー間での権利の違いについてはあいまいな表現にとどまった。

第3章では、国籍法が実際に運用される際に、ムスリム住民が実際に体験したことを詳細に検討し、第2章で検討した法律に明文化されなかった権利の差について、どのような場面で表出するのかを具体的に示し、ムスリム住民が直面している困難を明らかにした。

信仰の自由、ムスリム墓地移転の問題、学校や政府機関でのムスリム（もしくは仏教徒以外）差別や昇進問題、そして最後に扱った国民登録証をめぐる問題など、見えざる政策として検証してきた問題を考えると、法律の条文や政府の主張と実態はかけ離れていた。また、見えざる政策は、時により、ビルマ人一般に共通する問題、外国系住民に共通する問題、あるいは仏教徒以外の国民に共通する問題である。しかし、ムスリムのみを対象とした通達が存在し、未検閲の本はムスリムのみを描き出し、登録証という、ビルマ国民であれば誰もが持っている身分証明書の民族・宗教欄にどう記載するかということをめぐっては、民族がバマーで宗教がイスラームという組み合わせを認めないと、ムスリムゆえの多くの困難を体験している。しかも、ムスリム住民の抱える問題は、現政権が登場して以降、深刻化している。

第4章では、ビルマ社会で暮らしていくための彼らの「戦略」ともいえる「バマー・ムスリム」という主張をいくつかの点から考察する。そして、第3章で取り上げた見えざる政策の影響を最も強く受けているバマー・ムスリムが、困難に直面しながらも自分自身を現在のビルマ社会にどのように位置づけようとしているのかを明らかにした。1930年代に発行された2冊のバマー・ムスリムの歴史書に「バマーである。バマー・ムスリムと呼ばれるべきである」と表明されていたように、ナショナリズム高揚の時期には、外国人ではなくビルマ人の一員としてのバマー・ムスリムの存在を主張していた。そして現在、バマー・ムスリム組織が発行している文書や講習会で使用するテキストを見ると、ビルマ国民としてビルマに暮らすバマー・ムスリムという生き方を積極的に選択していることが感じ

られた。バマー・ムスリム組織はイスラーム講習という形で、イスラーム教育と同時に、ビルマに暮らすバマー・ムスリムとして知つておくべきことを、特にビルマとの関連で教えていた。この中でも、過去を学ぶことによって現在、そして将来において自分たちがどうあるべきかを考えるという意味で、バマー・ムスリムの歴史叙述を教えることが重視されていた。1920年代から1930年代にかけてのビルマ・ナショナリズムが高揚した時代に表明されたバマー・ムスリムという主張は、現在のビルマにおいても繰り返されている。現代のバマー・ムスリムというアイデンティティは、ビルマ国民であるにもかかわらずビルマ国民の最も周縁へと追いやられている状況の中、政府の国民概念を批判するだけにおわらず、バマー・ムスリムとしての存在を正当化する活動を積極的に行っているという意味において、現代における生存戦略とみることができよう。

最後に、以上の考察から得られた結論を述べ、残された課題を明らかにした。